## 蜜蜂飼育届

年 月 H

宮崎県知事 殿

住 氏名又は名称 及び代表者氏名 話 番

養蜂振興法第3条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

年1月1日現在蜜蜂飼育狀況

飼育場所	飼育蜂群数		
	(うち日本蜜蜂 )		

2 年密峰飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数		飼育期間	
	(うち日本蜜蜂	)	月月	日から 日まで
	(うち日本蜜蜂	)	月月	日から 日まで
	(うち日本蜜蜂	)	月月	日から 日まで

- 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します
- 個人情報の利用目的:県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被
- 害の防止及びその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。 個人情報の安全管理措置:県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理 に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- 個人情報の第三者への提供:県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の 場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
  - ・法令に基づく場合
  - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の 養蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県)並び に関係機関等の協力が必要な場合

## 備考

- 1
- 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要に応じ緯度 及び経度)を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。 2

## 【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に 関し、必要な協力を求められることがあります。